

# 神奈川県漁業調整規則取扱要領

神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号。以下、「規則」という。）に基づく知事許可漁業の許可等の手続きについては、規則に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 代表者の届出（規則第3条関係）

規則第4条第1項の届出は、第1号様式により行うものとする。また、変更した場合は第2号様式により行うものとする。

## 第2 知事許可漁業の許可又は起業の認可の申請（規則第9条、第12条及び同第15条関係）

- 1 規則第9条第1項の申請書は、第3号様式によるものとする。
- 2 規則第9条第1項第6号のその他参考となるべき事項は次の項目とする。
  - (1) 資源管理協定に参加している場合は、その協定の名称（県外に住所を有する者にあつては、その協定の名称及び概要等）
  - (2) 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
  - (3) 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
  - (4) 魚群探知機の有無
  - (5) 巻揚機及び揚網機の有無
  - (6) 漁業従事者の住所及び氏名（うなぎ稚魚漁業に係る申請に限る。）
- 3 規則第9条第2項の書類は次の範囲のものとする。
  - (1) 許可又は起業の認可を受けようとする者の住民票、法人にあつては登記簿謄本及び定款（発行後3月以内のもの）
  - (2) 印鑑証明書（発行後3月以内のもの）
  - (3) 申請理由書
  - (4) 操業計画書
  - (5) 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に基づく登録を県外において行っている漁船を使用する場合は、漁船原簿謄本
  - (6) 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書
  - (7) 共同で申請する場合にあつては、共同経営者権利義務明細書
  - (8) 起業の認可の申請をする場合にあつては、船舶件名書及び漁具件名書
  - (9) 許可又は起業の認可を申請しようとする知事許可漁業の操業区域が共同漁業権の漁場の区域と重複している場合、当該区域に係る漁業法（昭和24年法律第267号）第105条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が受忍していることを証する書面の写し。
  - (10) 規則第15条第1項第3号に基づく許可の申請をする場合にあつては、滅失又は沈没の事実に係る申立書
  - (11) 規則第15条第1項第4号に基づく許可の申請をする場合にあつては、第4号様式による

船舶譲渡証明書及び第5号様式による廃止届

(12) 前項第6号の漁業従事者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、その者が出入国管理及び難民認定法第19条の3により交付された在留カードの写し

4 規則第12条第9項の届出は、第6号様式により行うものとする。

5 規則第12条第9項の承継した事実を証する書面は次のものとする。ただし、(1)及び(2)の書面については、同一の書面とすることができる。

(1) 自然人の場合は、死亡した者の除籍謄本

(2) 自然人の場合は、承継した者（以下、「届出者」という。）の同等の親等までの全員を記載した、死亡した者との続柄を明示した戸籍謄本又は抄本（発行後3月以内のもの）

(3) 自然人の場合に、相続人が複数存在するときは、届出者を除く相続人全員の印鑑証明書（発行後3月以内のもの）

(4) 法人の場合は、履歴の全部を記載した登記簿謄本（発行後3月以内のもの）

(5) 相続人が複数存在するときは、その相続人全員が届出者に当該許可を承継することに同意したことを示す書面

### 第3 変更の許可（規則第17条関係）

1 規則第17条第1項の申請は、第7号様式により行うものとする。

2 規則第17条第3項の書類は次の範囲のものとする。

(1) 使用船舶に係る変更にあつては、船舶件名書

(2) 漁船法第10条第1項に基づく登録を県外において行っている漁船を使用する場合は、漁船原簿謄本（発行後3月以内のもの）

(3) 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書

### 第4 許可又は起業の認可の承継（規則第18条関係）

1 規則第18条第2項の届出は、第8号様式により行うものとする。

2 規則第18条第2項の承継した事実を証する書面は次のものとする。ただし、(1)及び(2)の書面については、同一の書面とすることができる。

(1) 自然人の場合は、死亡した者の除籍謄本

(2) 自然人の場合は、承継した者（以下、「届出者」という。）の同等の親等までの全員を記載した、死亡した者との続柄を明示した戸籍謄本又は抄本（発行後3月以内のもの）

(3) 自然人の場合に、相続人が複数存在するときは、届出者を除く相続人全員の印鑑証明書（発行後3月以内のもの）

(4) 法人の場合は、履歴の全部を記載した登記簿謄本（発行後3月以内のもの）

(5) 相続人が複数存在するときは、その相続人全員が届出者に当該許可を承継することに同意したことを示す書面

### 第5 許可等の失効（規則第19条関係）

1 規則第19条第2項及び同第3項の届出は、第9号様式により行うものとする。

## 第6 休業等の届出（規則第20条関係）

- 1 規則第20条第1項の届出は、第10号様式により行うものとする。
- 2 規則第20条第2項の届出は、第11号様式により行うものとする。

## 第7 資源管理状況等の報告（規則第22条関係）

- 1 規則第22条第1項の報告は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる様式により行うものとする。ただし、電磁的方法による報告を行う場合は、この限りでない。

漁業の種類	様式
小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業、小型まき網漁業及びしらす船びき網漁業	第12号
移動式さし網漁業、小型定置漁業、さより機船船びき網漁業及び潜水器漁業	第13号
固定式さし網漁業及びなまこ漁業	第14号
うなぎ稚魚漁業	第15号

- 2 規則第22条第2項第7号のその他必要な事項は、次の項目とする。
  - (1) 漁獲物の販売先及び販売量（ただし、うなぎ稚魚漁業に限る。）

## 第8 許可証（規則第25条及び第30条関係）

- 1 規則第25条第1項の許可証は、第16号様式により交付する。
- 2 規則第25条第1項第7号のその他参考となるべき事項は、次の項目とする。
  - (1) 操業に従事する者の住所及び氏名又は名称（ただし、うなぎ稚魚漁業に限る。）
  - (2) 漁獲物の販売先の住所及び氏名又は名称（ただし、うなぎ稚魚漁業に限る。）
  - (3) 制限措置で根拠地を定めた場合は、根拠地
- 3 規則第30条第1項（同第34条第13項によって準用する場合を含む。）及び第45条第7項によって準用する同条第3項に基づき許可証を交付した場合は、余白に当該手続きの内容に関する付記を記載する。

## 第9 許可証の書換交付及び再交付（規則第28条及び同第29条関係）

- 1 規則第28条の申請は、第17号様式により行うものとする。
- 2 規則第29条の申請は、第18号様式により行うものとする。

## 第10 許可証の返納（規則第31条関係）

- 1 規則第31条第2項の届出は、第19号様式により行うものとする。

## 第11 内水面における水産動植物の採捕許可（規則第34条関係）

- 1 規則第34条第1項の申請は、第20号様式により行うものとする。
- 2 規則第34条第3項第6号のその他参考となるべき事項は、次の項目とする。

採捕を補佐する者がいる場合は、その者の住所及び氏名

- 3 規則第 34 条第 9 項の許可証は、第 21 号様式により交付する。
- 4 規則第 34 条第 9 項第 6 号のその他参考となるべき事項は、次の項目とする。
  - (1) 採捕の種類
  - (2) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- 5 規則第 34 条第 13 項によって準用する規則第 9 条第 2 項の書類は、次の範囲のものとする。
  - (1) 許可を受けようとする者の住民票、法人にあつては登記簿謄本及び定款
  - (2) 印鑑証明書
  - (3) 申請理由書
  - (4) 採捕計画書
  - (5) 漁船法第 10 条第 1 項に基づく登録を県外において行っている漁船を使用する場合は、漁船原簿謄本（発行後 3 月以内のもの）
  - (6) 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書
  - (7) 共同で申請する場合にあつては、共同経営者権利義務明細書
  - (8) 許可を申請しようとする知事許可漁業の操業区域が共同漁業権の漁場の区域と重複している場合、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が採捕について同意していることを証する書面の写し。
  - (9) 申請者がの日本国籍を有しない場合、又は採捕を補佐する者に外国籍の者が含まれる場合は、その者が出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 により交付された在留カードの写し
- 6 規則第 34 条第 13 項によって準用する規則第 28 条第 1 項の申請は、第 22 号様式により行うものとする。
- 7 規則第 34 条第 13 項によって準用する規則第 29 条の申請は、第 23 号様式により行うものとする。

#### 第 13 岩礁破碎等の許可（規則第 43 条関係）

- 1 規則第 43 条第 1 項の申請は、第 24 号様式により行うものとする。
- 2 規則第 43 条第 2 項第 7 号のその他参考となるべき事項は、次の項目とする。

当該岩礁破碎等に係る工事等の広報の内容及び実施状況
- 3 規則第 43 条第 2 項に定めるもののほか、第 24 号様式の添付書類は、次の範囲内とする。
  - (1) 岩礁破碎等に係る工事の計画書又は事業計画書
  - (2) 岩礁破碎等を行おうとする場所を示した図面
- 4 規則第 43 条第 2 項の申請に係る書類は、正副 2 部提出すること。

#### 第 14 砂れきの採取（規則第 44 条関係）

- 1 規則第 44 条第 3 号の許可を受けようとする者は、第 25 号様式により申請するものとする。
- 2 第 25 号様式の添付書類は、次の範囲内とする。
  - (1) 砂れきの採取に係る工事の計画書又は事業計画書
  - (2) 砂れきを採取しようとする区域に係る共同漁業権の漁場の区域を有する者の同意書。ただ

し、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。

- (3) 河川管理者の同意等を証する書類の写し
- 4 規則第 44 条第 3 号の申請に係る書類は、正副 2 部提出すること。

#### 第 15 試験研究等の許可（規則第 45 条関係）

- 1 規則第 45 条第 2 項の申請書は、第 26 号様式によるものとする。
- 2 第 26 号様式の添付書類は、次の範囲内とする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 許可を受けようとする者の住民票又は登記簿謄本（発行後 3 月以内のもの）
  - (3) 県外で登録された漁船を使用する場合は、漁船原簿謄本（発行後 3 月以内のもの）
  - (4) 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書
  - (5) 漁船でない船舶を使用する場合は、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査済票の写し
  - (6) 漁船でない船舶を使用する場合は、小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）に基づき登録した船舶については、登録事項を記載した登録事項証明書（全部又は一部（発行後 3 月以内のもの））、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）に基づき登録した船舶については、船舶原簿謄抄本（発行後 3 月以内のもの）
  - (7) 共同漁業権の漁場の区域において、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が申請しようとしている試験研究等について同意等していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。
  - (8) 採捕に従事する者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、その者が出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 により交付された在留カードの写し
  - (9) 国又は地方公共団体からの委託の場合、委託契約書の写し
  - (10) 申請しようとする者が法人の場合は、その行う事業等の概要
  - (11) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 29 条の博物館に相当する施設の指定を受けている場合は、そのことを証する都道府県教育委員会等の通知の写し
- 3 規則第 45 条第 3 項の許可証は、第 27 号様式により交付する。
- 4 規則第 45 条第 5 項の報告は、第 28 号様式により行うものとする。
- 5 規則第 45 条第 6 項の申請は、第 29 号様式により行うものとする。
- 6 規則第 45 条第 6 項の申請は、同条第 3 項第 1 号から第 7 号までに係る変更について行うものとする。
- 7 第 29 号様式の添付書類は、第 2 項各号の範囲内とする。

#### 第 16 漁具の敷設の許可（規則第 46 条関係）

- 1 規則第 46 条第 1 項の申請は、第 30 号様式により行うものとする。
- 2 規則第 46 条第 2 項第 7 号のその他参考となるべき事項は、次の項目とする。
  - (1) 養殖する目的

- (2) 養殖しようとする水産動植物の入手の方法
- 3 第 30 号様式の添付書類は、次の範囲内とする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 許可を受けようとする者の住民票又は登記簿謄本（発行後 3 月以内のもの）
  - (3) 敷設しようとする場所を示した図面
  - (4) 使用する漁具の構造図
  - (5) 漁具敷設をしようとする場所が漁業権の漁場の区域内にある場合、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が、申請しようとしている漁具の敷設について同意等していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。
  - (6) 申請しようとする者が法人の場合は、その法人が行う事業の概要
- 4 規則第 46 条第 4 項の許可証は、第 31 号様式により交付する。
- 5 規則第 46 条第 5 項の報告は、第 32 号様式により行うものとする。

#### 第 17 つきいそ設置の届出（規則第 47 条関係）

- 1 規則第 47 条第 1 項の届出は、第 33 号様式により行うものとする。
- 2 第 33 号様式の添付書類は、次の範囲内とする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 設置しようとする場所を示した図面
  - (3) 設置しようとするつきいその構造図
  - (4) 共同漁業権の漁場の区域において、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が、届出しようとしているつきいその設置について同意又は受忍していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。
  - (5) 申請しようとする者が法人の場合は、その法人が行う事業の概要

#### 第 18 魚種による移植の制限（規則第 49 条関係）

- 1 規則第 49 条第 1 項ただし書きの申請は、第 34 号様式により行うものとする。
- 2 第 34 号様式の添付書類は、次の範囲内とする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 許可を受けようとする者の住民票又は登記簿謄本（発行後 3 月以内のもの）
  - (3) 移植しようとする場所を示した図面
  - (4) 共同漁業権の漁場の区域において、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が申請しようとしている移植について同意等していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。
  - (5) 申請しようとする者が法人の場合は、その行う事業等の概要。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。

- (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第5条第1項に基づく飼養許可証の写し
- 3 規則第49条第4項の許可証は、第35号様式により交付する。
- 4 規則第49条第5項の報告は、第36号様式により行うものとする。

## 第19 漁場又は漁具の標識の設置に係る届出(規則第54条関係)

規則第54条の届出は、第37号様式により行うものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 神奈川県海面における漁業の許可等に関する事務処理要領、神奈川県海面における試験研究等のための水産動物の採捕の許可に関する事務処理要領、神奈川県における増養殖用の種苗等の供給のための水産動物の採捕の許可に関する事務処理要領、神奈川県海面における漁具の敷設の許可に関する事務処理要領、神奈川県内水面における水産動物の採捕許可に関する事務処理要領、神奈川県内水面における水産動物の採捕許可証の書換交付又は再交付に関する事務処理要領、神奈川県内水面におけるうなわ漁法による水産動物の採捕許可に関する事務処理要領、神奈川県内水面における試験研究等のための水産動物の採捕の許可に関する事務処理要領、神奈川県内水面におけるあゆの禁漁期間の試し釣りに関する事務処理要領、神奈川県における増養殖用の種苗等の供給のための水産動物の採捕の許可に関する事務処理要領(うなぎ稚魚の採捕に限る)、ブラックバス(以下「バス」という。)の移植許可に関する事務処理要領、ブルーギルの移植許可に関する事務処理要領及び神奈川県内水面における砂れきの採取の許可に関する事務処理要領は、廃止する。

第1号様式（第1関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

代表者選定届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）㊦

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）㊦

次のとおり 漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。

代表者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称）

備考 氏名を本人が自筆で記入した時は、押印を省略することができます。



第2号様式（第1関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

代表者変更届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）㊦

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）㊦

次のとおり 年 月 日付けで届け出た 漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、  
漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。

新代表者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称）

旧代表者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称）

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第3号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

漁業許可（起業の認可）申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり 漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第9条第1項の規定により申請します。

- 1 漁業の種類
- 2 操業区域
- 3 漁業時期
- 4 漁獲物の種類
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、数及び規模
- 7 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 参加している資源管理協定の名称及び県外に住所を有する者にあつては、その概要
- 9 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集漁灯の数及び光力
- 10 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 11 魚群探知機の有無
- 12 巻揚げ機及び揚網機の有無

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第4号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

譲渡証明書

年 月 日  
神奈川県知事 様

譲渡者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊞</sup>

このたび私は 年 月 日付けで、（譲渡した相手の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）に次の漁船を譲渡したので証明します。

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数
- 5 漁業種類

備考 印鑑登録済みの印鑑を押印してください。

廃止届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

下記漁船は、今般（申請者の氏名又は名称）が申請した（船名）に対し、漁業の許可がなされたときは、その許可の日に 漁業に使用することを廃止します。

- 1 漁業の種類及び許可番号
- 2 操業区域
- 3 操業時期
- 4 漁獲物の種類
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、数及び規模
- 7 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 参加している資源管理協定の名称及び県外に住所を有する者にあつては、その概要
- 9 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集漁灯の数及び光力
- 10 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 11 魚群探知機の有無

備考 印鑑登録済みの印鑑を押印してください。

第6号様式（第2関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

漁業許可（起業の認可）を申請した者の地位の承継届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次の者が行った 漁業の許可（起業の認可）の申請について、その地位を承継したの  
で神奈川県漁業調整規則第12条第9項に基づき届け出ます。

- 1 漁業の種類
- 2 申請年月日
- 3 許可（起業の認可）を申請していた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
- 4 許可（起業の認可）を申請していた者の死亡又は解散若しくは合併の年月日

第7号様式（第3関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

漁業許可内容（起業の認可）変更許可申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次のとおり 漁業許可（起業の認可）の制限措置の変更の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第17条第2項の規定により申請します。

- 1 漁業種類
- 2 許可（認可指令書）番号
- 3 許可（認可指令書）年月日
- 4 変更しようとする事項

制 限 措 置	変 更 前	変 更 後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第8号様式（第4関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

漁業許可（起業の認可）を受けた者の地位の承継届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次の者が許可を受けていた 漁業について、その地位を承継したので神奈川県漁業調整規則第18条第2項に基づき届け出ます。

- 1 漁業許可番号
- 2 漁業の種類
- 3 許可年月日
- 4 許可を受けていた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
- 5 許可を受けていた者の死亡又は解散若しくは合併の年月日

第9号様式（第5関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦長型）

廃止届

年 月 日

神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次により許可を受けている

漁業を廃止したので届け出ます。

- 1 許可番号
- 2 漁業種類
- 3 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 許可年月日
- 5 廃業理由



休 業 届

年 月 日

神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次により許可を受けている  
出ます。

漁業については、次のとおり休業したいので届け

1 許可番号

2 漁業種類

3 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 許可年月日

5 休業期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 休業する理由

休業中の許可漁業の就業届

年 月 日

神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次により許可を受けている 漁業について、就業したいので届け出ます。

- 1 許可番号
- 2 漁業種類
- 3 使用船舶
  - (1) 船 名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 許可年月日
- 5 休業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 就業予定年月日

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略できます。

神奈川県知事 殿

知事許可漁業の資源管理状況等報告書 (小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業、小型まき網漁業、しらす船びき網漁業用)

年 月 日

氏名	漁業 (許可番号 第 _____ 号)	使用船舶名	漁船登録番号
----	---------------------	-------	--------

1 資源管理の状況

①資源管理協定に基づく取組実績

②自主的な取組等の実施実績

2 操業実績

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
付																															
操業場所番号 (注)																															
合計網入れ回数																															
(魚種名)																															
魚種ごとの漁獲量 (キログラム)																															

(注) 操業場所番号は裏面記載の番号を記入すること。

知事許可漁業の資源管理状況等報告書 (移動式さし網漁業、小型定置漁業、さより機船船びき網漁業、潜水器漁業用)

神奈川県知事 殿

氏 名	使用船舶名	漁船登録番号	許 可 番 号	年 月 日

1 資源管理の状況

①資源管理協定に基づく取組実績

②自主的な取組等の実施実績

2 操業実績

日	付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
漁業の種類① (注 1)																																
[ ]																																
出漁または網入れ回数																																
操業場所番号 (注 2)																																
漁業の種類② (注 1)																																
[ ]																																
出漁または網入れ回数																																
操業場所番号 (注 2)																																
(魚種名)																																
魚種ごとの漁獲量 (キログラム)																																

(注 1) 漁業の種類は操業をした日付に○印を記入すること。(注 2) 操業場所番号は裏面記載の番号を記入すること。

神奈川縣知事 殿

知事許可漁業の資源管理状況等報告書 (固定式さし網漁業及びびなまこ漁業漁業用)

年 月 日

氏名	使用船舶名	許可番号	漁船登録番号																													
<b>1 資源管理の状況</b>																																
①資源管理協定に基づく取組実績																																
②自主的な取組等の実施実績																																
<b>2 操業実績</b>																																
日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
漁業の種類① (注 1) ( )																																
反数 (さし網の場合) 操業場所番号 (注 2)																																
井田漁獲量での操業割合(%)																																
漁業の種類② (注 1) ( )																																
反数 (さし網の場合) 操業場所番号 (注 2)																																
井田漁獲量での操業割合(%)																																
(魚種名)																																
魚種ごとの漁獲量 (キログラム)																																

(注 1) 漁業の種類は操業をした日付に○印を記入すること。 (注 2) 操業場所番号は裏面記載の番号を記入すること。

知事許可漁業の資源管理状況等報告書 (うなぎ稚魚漁業用)

神奈川県知事 殿

年 月 日

許可番号 第 号 年 月 日

氏 名

漁業実績		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
日	付																																	
従業者数 (人)																																		
油獲場所及び油獲量 (グラム)		(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	(油獲場所)	油獲量	
販売先及び販売量 (グラム)		(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	(販売先名称)	販売量	

油獲場所はカッコ内に「〇〇川河口」「〇〇海岸」等と記入すること。販売先名称はカッコ内に記入すること。

〇 〇 〇 漁 業 許 可 証

住 所

氏名（法人にあつては、名称）

漁 業 種 類		
操 業 区 域		
漁 業 時 期		
使 用 船 舶	船 舶 の 名 称	
	漁 船 登 録 番 号	
	総 ト ン 数	
	進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
許 可 の 有 効 期 間		
条 件		

年 月 日

神奈川県知事（氏 名）印

その他参考となるべき事項は、裏面又は別紙若しくはその両方に記載すること。

第 17 号様式（第 9 関係）

漁業許可証書換交付申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり 漁業許可証の書換交付を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 28 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えの内容

項	目	書	換	前	書	換	後

- 5 書換えを必要とする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。



第 18 号様式（第 9 関係）

漁業許可証再交付申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり 漁業許可証を亡失（き損）したので、神奈川県漁業調整規則第 29 条の規定により再交付を申請します。

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 亡失（き損）の年月日
- 5 亡失（き損）の場所
- 6 亡失（き損）の事情

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 19 号様式（第 9 関係）

漁業許可証紛失届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次の許可証を紛失したので、神奈川県漁業調整規則第 31 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 許可番号
- 2 漁業種類
- 3 許可年月日
- 4 紛失理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 20 号様式（第 12 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

採 捕 許 可 申 請 書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり水産動物の採捕の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 34 条第 3 項の規定により申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 採捕する区域
- 3 採捕する期間
- 4 採捕する水産動植物の種類
- 5 漁具又は漁法の種類、数及び規模
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

採 捕 許 可 証  
住 所  
氏名（法人にあつては、名称）

採 捕 の 種 類		
採 捕 す る 区 域		
採 捕 す る 期 間		
採捕する水産動植物の種類		
採捕に従事する者の氏名及 び 住 所		
使 用 船 舶	船 舶 の 名 称	
	漁 船 登 録 番 号	
	総 ト ン 数	
	進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
許 可 の 有 効 期 間		
条 件		

年 月 日

神奈川県知事（氏 名）印

（その他参考となるべき事項は、裏面又は別紙若しくはその両方に記載すること。）

採捕許可証書換交付申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり採捕許可証の書換交付を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 34 条第 13 項によつて準用する同第 28 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えの内容

項	目	書	換	前	書	換	後

- 5 書換えを必要とする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 23 号様式（第 12 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

採捕許可証再交付申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり採捕許可証を亡失（き損）したので、神奈川県漁業調整規則第 34 条第 13 項によって準用する同第 29 条の規定により再交付を申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 亡失（き損）の年月日
- 5 亡失（き損）の場所
- 6 亡失（き損）の事情

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 24 号様式（第 13 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

岩礁破碎等許可申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり岩礁破碎（土砂採取、岩石採取）の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 43 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 目的
- 2 当該区域に係る漁業権の免許番号  
定（区・共）第 号
- 3 区域
- 4 期間
- 5 補償の措置
- 6 （その他参考となるべき事項）

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

申請書及び添付書類は、正副 2 部提出してください。

第 25 号様式（第 14 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

砂れき採取の許可申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次のとおり砂れき採取の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 44 条第 1 項第 3 号の規定により申請します。

- 1 目的
- 2 採取区域
- 4 区域
- 5 期間
- 6 その他参考となるべき事項

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

申請書及び添付書類は、正副 2 部提出してください。



特別採捕許可申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次のとおり試験研究等を目的とした水産動植物の採捕の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 45 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項  
神奈川県漁業調整規則第 条（第 項）（第 号）
- 3 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
  - (5) 所有者名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量。）
- 5 採捕期間
- 6 採捕区域
- 7 使用漁具又は漁法の種類、規模及び数
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

特捕第 号

特別採捕許可証

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

適用除外の事項		
採捕する水産動植物の種類及び数量		
採 捕 期 間		
採 捕 区 域		
使用する漁具及び漁法の種類、並びに規模及び数		
採捕に従事する者の氏名及び住所		
使用船舶	船 舶 の 名 称	
	漁 船 登 録 番 号	
	総 ト ン 数	
	進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
許可の有効期間		
条 件		

年 月 日

神奈川県知事（氏 名） 印

特別採捕結果報告書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

年 月 日付け 第 号により許可を受けた試験研究等を目的とした水産動植物の採捕の許可について、神奈川県漁業調整規則第 45 条第 5 項の規定に基づき次のとおり結果を報告します。

調査等を行った年月日	採 捕 し た 水 産 動 植 物 の 種 類 及 び 数 量					
	種 類 名					
年 月 日	個 体 数					
	重 量（単位）					
年 月 日	個 体 数					
	重 量（単位）					
年 月 日	個 体 数					
	重 量（単位）					

調 査 結 果 の 概 要 及 び そ の 利 用

備考 記載欄は必要に応じ追加してください。調査結果の概要及びその利用については、別紙とすることができます。

特別採捕許可証記載事項変更申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次のとおり特別採捕許可証の記載事項変更の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 45 条第 6 項の規定により申請します。

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 変更しようとする事項

項	目	変	更	前	変	更	後

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 30 号様式（第 16 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

漁具敷設許可申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次のとおり漁具敷設の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 46 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 漁具の敷設場所
- 2 漁具の敷設期間
- 3 漁具の規模
- 4 養殖しようとする水産動植物の種類
- 5 養殖の方法

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

敷設第 号

漁具敷設許可証

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

漁 具 の 敷 設 場 所	
漁 具 の 敷 設 期 間	
養 殖 する 水 産 動 植 物 の 種 類	
養 殖 の 方 法	
許 可 期 間	
条 件	

年 月 日

神奈川県知事（氏 名）印

漁具敷設結果報告書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

年 月 日付け 敷設第 号により許可を受けた漁具敷設について、神奈川県漁業調整規則第 46 条第 5 項により準用する同規則第 45 条第 5 項の規定に基づき次のとおり結果を報告します。

- 1 養殖した水産動植物の種類
- 2 漁具を敷設した日及び撤去した日  
敷設日  
撤去日
- 3 従事者数
- 4 敷設した漁具の数及び規模
- 5 養殖の実績

年	月	生産量	利用目的及び量	備考
合	計			

備考 養殖の実績は、事業報告書で代えることができます。

第 33 号様式（第 17 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

つきいそ設置届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

次によりつきいそを設置するので、神奈川県漁業調整規則第 47 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 目的
- 2 場所
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 原材料の種類及び数量並びに工事の概要
- 6 所要経費及びその調達の方法

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。



移植許可申請書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次のとおり移植の許可を受けたいので、神奈川県漁業調整規則第 49 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 移植の目的
- 2 移植しようとする魚種の名称及び数量
- 3 移植しようとする魚種の入手先及び産地
- 4 移植しようとする区域
- 5 移植の期間
- 6 移植に従事する者の住所及び氏名

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

移植第 号

移植許可許可証

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

移植する魚種の名称及び数量	
移植する区域	
移植する期間	
育成の方法	
移植に従事する者の住所及び氏名	
条 件	

年 月 日

神奈川県知事（氏 名） 印

移植結果報告書

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊤</sup>

年 月 日付け 移植第 号により許可を受けた移植について、神奈川県漁業調整規則第 49 条第 5 項の規定に基づき次のとおり結果を報告します。

1 移植の結果

年 月 日	魚 種	大 き さ	数 量	移植した場所（番地・字ま で 記 載 す る こ と）	備 考
合計					

備考 移植した場所は、位置を記載した図の添付でもって代えることができます。

第 37 号様式（第 17 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

漁場又は漁具の標識の設置届

年 月 日  
神奈川県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

次により標識を設置したので、神奈川県漁業調整規則第 54 条の規定により届け出ます。

- 1 法第 122 条による命令に係る指令書の記号及び番号
- 2 設置を完了した年月日
- 3 設置した場所
- 4 設置に要した経費

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。